

米国の抗がん剤に係る 州法改正に学ぶ

早稻田大学教授

野口晴子

2. 米国の抗がん剤バリティ法

デイケアから認可された民間保険会社による運営となつている。したがつて、被保険者にはその分、高い保険料率が課される。

こうしたシステムの下、効能の高いO.A.Dが開発されると、

響を与えたかについて検証を行つた研究を紹介し、日本における高額薬剤に係る保険収載の在り方について考察を加える。

近年、がん治療については手術等の外科的措置との併用ないしは外科的措置を代替可能な治療効率に優れた高額薬剤の開発が日進月歩で進められており先進国における医療費急増の要因の一つとなつて いる。市民の大半が民間医療保険に依存するアメリカでは、高額な薬物治療に対する公平なアクセスが、そして日本のような国民皆保険制度をとる国では、高騰する薬剤費に直面する制度の維持可能性が深刻な課題となつて いる。

既存研究では、薬物治療に対する保険取扱いが治療頻度を増加させる傾向にあることでは概ね一致しているが、治療の成果について評価が分かれている。したがって、皆保険制度がどちらでない米国において、抗がん剤に対する州法改正が与えた影響を検証することは、先進国における高額薬剤に対する保険取扱いの在り方を検討するうえで貴重な参考資料となりうる。

本稿では、2008～2011年にかけて米国の29州で導入された抗がん剤治療に係る平準化法（以下、パリティ法）が、がん患者の死亡率にどのような影

O A D) による 2 種類があり、 I A D は安全性確保のため、医療従事者によるモニタリングや医療機器の使用が必要となる、とから通院や入院を伴うが、 O A D は患者が自分で服用できる錠剤であるためその必要がない、患者にとっての利便性の点で優れているといわれている。

米国では、65 歳以上の高齢者を対象とした公的医療保障制度であるメディケアであっても、処方箋薬剤給付保険(メディケート・パート D)に象徴されるように、薬物治療に係る調剤給付は任意加入であり、なおかつメ

は高く、そして、保険の適用範囲も制限される。他方、医療現場で投与されるIADは、調剤給付ではなく、医療給付の対象となっているため、各薬剤について年間最大許容額は高く、自己負担額が固定であるため、患者の経済的負担は少ない。

つまり、米国社会では、OADとIADに対する民間医療保険の適用範囲のこうした格差により、患者にとって利便性が高く、治療効率が良い薬剤に対するアクセスの公平性が阻害されている。

こうした課題解決のため、IADとOADに対する公平なア

1. 高額薬剤の開発に係る課題

既存研究では、薬物治療に対する保険収載が治療頻度を増加させる傾向にあることでは概ね一致しているが、治療の成果については評価が分かれている。したがって、皆保険制度がとられたがない米国において、抗がん剤に対する州法改正が与えた影響を検証することは、先進国における高額薬剤に対する保険収載の在り方を検討するうえで貴重な参考資料となりうる。

(oral anticancer drugs : 以下 OAD) による 2 種類があり、 IAD は安全性確保のため、 医療従事者によるモニタリングや 医療機器の使用が必要となるべく、 とから通院や入院を伴うが、 OAD は患者が自分で服用できる錠剤であるためその必要がない、 患者にとっての利便性の点で 優れているといわれている。

米国では、 65 歳以上の高齢者を 対象とした公的医療保障制度であるメディケアであっても、 処方箋薬剤給付保険 (メディケア・パート D) に象徴され うに、 薬物治療に係る調剤給付は任意加入であり、 なおかつメ

は高く、そして保険の適用範囲も制限される。他方、医療現場で投与されるIADは、調剤給付ではなく、医療給付の対象となっているため、各薬剤について年間最大許容額は高く、自己負担額が固定であるため、患者の経済的負担は少ない。

つまり、米国社会では、OADとIADに対する民間医療保険の適用範囲のこうした格差により、患者にとって利便性が高く、治療効率が良い薬剤に対するアクセスの公平性が阻害されている。

こうした課題解決のため、IADとOADに対する公平なア

クセスを保証するよう、民間医療保険におけるスキームの平準化を州法によって義務づけたのがパリティ法である。

た。このように影響が限定的であつたのは、例えば乳がん等ではもともと薬物療法の選択肢が多く、パリティ法の導入以前に、既に低コストで同水準の治療効

64歳全人口の約36%にすぎないことが原因となっているかも知れない。

3. 米国での経験から何を学ぶか

021年3月公刊)では、各社の法令集にあたり、民間保険へ対し、抗がん剤治療を行なう際に際し、「OAD又はIADのいずれかの低い費用負担を適用し、これを補償する」、ないしは「OADがIADよりも不利にならないよう補償する」等の文

率が得られる単独・併用療法に
より代替されていた可能性が高い。
また、当該州法の拘束を受ける
のは、2004～2017年において、従業員500人以
上の企業に勤務している被雇用
者のみとなるため、民間保険へ
の加入が中心となる米国の25～

国民皆保険をとつてゐる日本や他の先進国と、医療保険を民間セクターに依存してゐる米国とを比較することは無意味で、その経験から学ぶことは何もないとする意見もあるだらう。しかし、高額化する薬剤の保険収載や薬価改定が、全国一律で実

言が法令に明記された時期と曰
名を特定した(表参照)。そして
パリティ法導入の有無が、が、が、
患者の死亡率にどのような影響
を与えたかについて検証を行
た。

	導入時期
	2008年1月
	2009年1月
ハワイ	2010年10月
	2010年4月
	2010年5月
	2010年7月
	2011年1月
	2011年6月

ーク	2012年1月
	2012年4月
	2012年7月
	2012年10月
	2013年1月
ンド	2014年1月
	2015年1月
	2015年7月
ニア・	2016年1月

表 抗がん剤に係るパリティ法が導入された州と導入時期

州名	導入時期
オレゴン	2008年1月
アイオワ	2009年1月
ワシントンDC・インディアナ・ハワイ	2010年10月
バーモント	2010年4月
ミネソタ	2010年5月
カンザス	2010年7月
コロラド・コネチカット	2011年1月
ニューメキシコ	2011年6月
テキサス	2011年10月
ワシントン・イリノイ・ニューヨーク	2012年1月
ネブラスカ	2012年4月
バージニア・ニュージャージー	2012年7月
メリーランド ^a	2012年10月
デラウェア	2013年1月
マサチューセッツ・ロードアイランド ^a	2014年1月
メイン	2015年1月
ミシシッピー・ワイオミング	2015年7月
ペンシルバニア・ウエストバージニア・サウスダコタ・アリゾナ	2016年1月

出所:各州の法令集より Shen Y 作成, Shen Y, Noguchi H. (2021.9).
Impacts of anticancer drug parity laws on mortality rates. *Social Science and Medicine*, 279, Article number 113714.